

公 告

令和元・２年度において広島高速道路公社が発注する建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務の競争入札に参加する者に必要な資格及び資格の追加認定（第７回）の申請手続等は次のとおりです。

令和２年１０月９日

広島高速道路公社 理事長 熊谷 鋭

1 資格要件

(1) 建設工事

- ① 広島高速道路公社契約細則第２条に該当していない者であること。
- ② 令和元・２年度の広島県の建設工事競争入札参加資格の認定を受けている者であること。
- ③ 経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- ④ 競争入札参加資格認定申請書若しくは添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし又は重要な事実について記載しなかった者でないこと。

(2) 測量・建設コンサルタント等業務

- ① 広島高速道路公社契約細則第２条に該当していない者であること。
- ② 令和元・２年度の広島県の測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格の認定を受けている者であること。
- ③ 経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- ④ 競争入札参加資格認定申請書若しくは添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし又は重要な事実について記載しなかった者でないこと。

2 資格認定の申請手続

(1) 申請書類

① 建設工事

- ア 建設工事競争入札参加資格追加認定申請書
- イ 使用印鑑届・委任状
- ウ 印鑑証明書（原本）
- エ 建設業法第３条第１項の規定により許可されている内容について、国土交通省「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム」より出力したもの
- オ 直前に申請した受付印のある建設業許可申請書（建設業法施行規則に定める別記様式第１号及び別紙二（１）又は別紙二（２）営業所一覧表）の写し（必要な場合のみ）
- カ 最新の経営事項審査の結果通知書等の写し

審査基準日が申請日から１年７か月前の日以降のものに限る。

ただし、建設業法施行規則の一部改正に伴い、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響を受けた建設業者について、令和２年５月２９日から令和３年１月３１日までの間に限り、平成３０年１０月２９日の直後の事業年度終了の日以降に経営事項審査を受けていれば足りることとなりました。当該取扱いにより、平成３０年１０月２９日直後の事業年度終了の日以降の直近の総合評定値通知書を提出する場合は、提出時にその事が分かる書面を添付すること。（様式は問わず。）

また、「雇用保険加入の有無」、「健康保険加入の有無」、「厚生年金保険加入の有無」の欄のいずれかが「無」となっている場合は、別途保険への加入が確認できる書類を提出すること。

② 測量・建設コンサルタント等業務

- ア 測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格追加認定申請書

- イ 使用印鑑届・委任状
- ウ 印鑑証明書 (原本)

(2) 提出部数・・・各1部

(3) 提出方法・・・郵送による提出のみ受付(簡易書留扱いとすること。)

(4) 提出期間・・・令和2年10月9日(金)から令和2年10月23日(金)まで
(令和2年10月23日付消印有効とする。)

(5) 提出先・・・〒732-0033
広島市東区温品一丁目8番23号
広島高速道路公社 総務部総務課経理係

3 資格の認定及び結果の通知等

広島高速道路公社における資格の認定は、広島県に申請し認定された業種及び業務分野・業務部門とする。認定結果の通知は、資格を認定した日以降、広島高速道路公社総務部総務課窓口での閲覧及び広島高速道路公社ホームページにより公表する。

4 資格の有効期間

原則として資格を認定した日から令和2年度末日までとする。ただし、この資格は、令和3年度においても、その年度における資格が認定される日の前日までは有効とする。

5 提出作成要領及び様式等の配付

(1) 配布期間

令和2年10月9日(金)から令和2年10月23日(金)まで
(公社窓口においては土曜日、日曜日及び祝日等を除く。)

(2) 配布場所

- ア 広島高速道路公社のホームページ (<https://www.h-exp.or.jp>)
調達情報ページ内
- イ 広島市東区温品一丁目8番23号
広島高速道路公社 総務課経理係

以 上